

高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ データガバナンスガイドライン

高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアム

2024年10月10日

目次

第1章 ガイドライン策定の背景と目的

第2章 ガイドラインの適用対象

第3章 基本的な考え方

3-1. データガバナンスの基本方針

3-2. データガバナンスに取り組む上での原則

3-3. 都市OSと鉄道OSの連携方針

第4章 ガバナンスのための仕組み

4-1. ガバナンスの仕組みの内容

4-2. ガバナンスの仕組みの見直しに向けた考え方

第5章 ガバナンスのための遵守事項

5-1. 適正なデータ取扱いの実現

5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護

5-3. 秘匿情報の尊重

5-4. セキュリティの確保

5-5. データ品質の確保

5-6. 関連法令等の遵守

5-7. サプライチェーン全体でのガバナンス確保

第1章 ガイドライン策定の背景と目的

背景

- 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティでは、2024年4月に策定した高輪ゲートウェイ駅周辺地区 スマートシティ実行計画[2024-2026年度](以下、本実行計画)に沿って、様々なスマートシティ事業/サービスを推進しています。
- 本実行計画では、「ひとを中心に据えながら、まちと鉄道のWin-Winをつくり、100年先の心豊かなくらしにつながる価値を創出する」ことを大目標として掲げており、生活者・来街者等の「ひと」、地域としての「まち」、そして「鉄道」それぞれにおいて価値を高めることを期待しています。
- スマートシティ事業/サービスでは、生活者や来街者に関するデータだけでなく、企業等が保有する様々なデータを利活用するとともに、多数の組織が関わるため、データの取扱いをより安全かつ適正に行うことが求められます。
- スマートシティ事業/サービスに係るデータの取得、蓄積・管理、利活用、提供を適切に行わなければ、法令違反や生活者・来街者を含むステークホルダーの権利侵害につながり、社会から批判を受ける可能性があります。

目的

- 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティでは、前述した大目標の実現において、ステークホルダーにとっての価値の創出と権利の保護を両立するため、安全かつ適正なデータの取扱いを図るためのルールを定め、スマートシティにおけるデータガバナンスを確立します。
- 本ガイドラインは、各スマートシティ事業/サービスにおける適切なデータの取扱いを確保するため、スマートシティ事業/サービスに関わる組織等が遵守すべきルールをとりまとめたものになります。

第2章 ガイドラインの適用対象

- 本ガイドラインの適用対象は以下のとおりです。以下の整理を次頁に図で示します。

本ガイドラインの直接的な適用対象

- 本ガイドラインの直接的な適用対象は、高輪ゲートウェイ駅周辺地区^{*1}スマートシティ事業/サービスのために以下を行う高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアムの会員またはインキュベーション施設の会員(以下、コンソーシアム会員等)とします。
 - ①：都市OSやコンソーシアム会員等へのデータ提供
 - ②：データの取得・利活用
 - ③：高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ都市OSの管理・運用
- コンソーシアム会員等は、高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ事業/サービスを実施する際、データガバナンスを確保するため、本ガイドラインを遵守することとします。

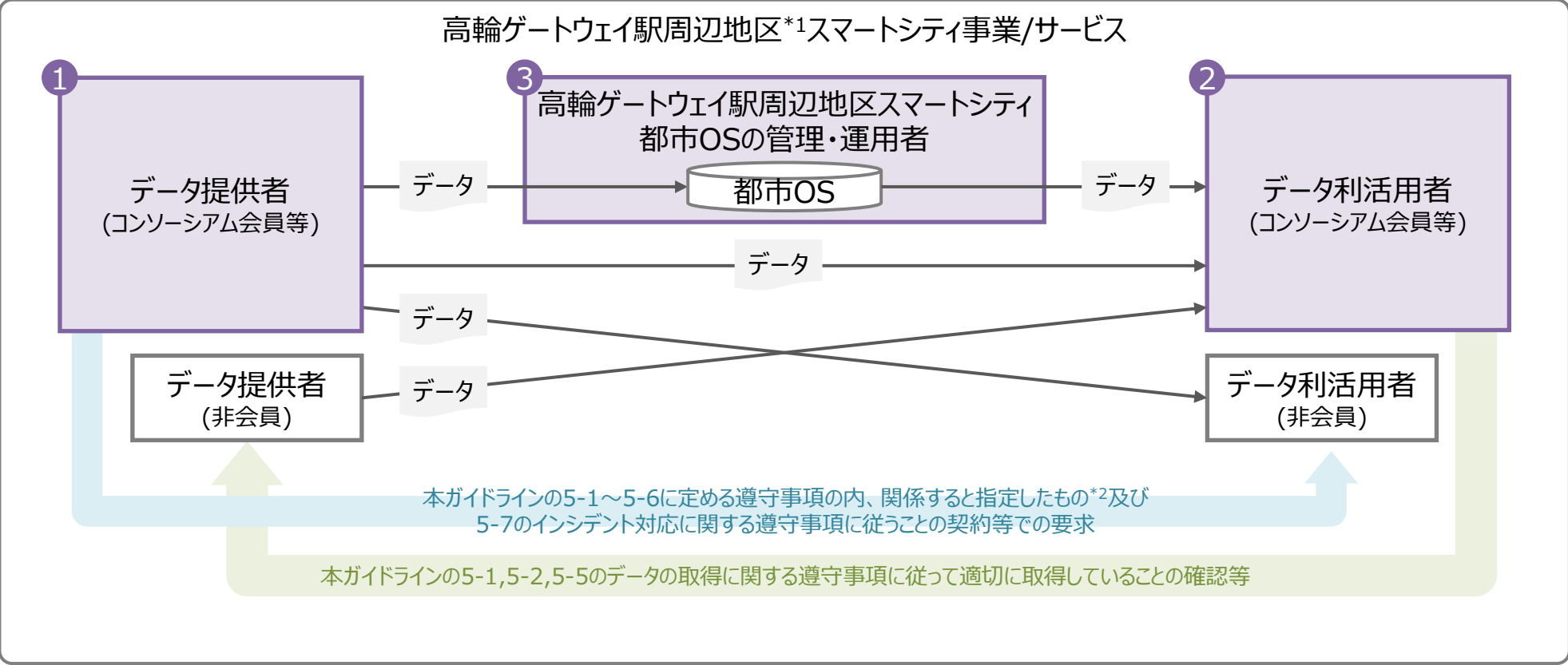
本ガイドラインの間接的な適用対象

- 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ事業/サービスのために、コンソーシアム会員等がコンソーシアム会員でもインキュベーション施設会員でもない者(以下、非会員)にデータを提供する場合、当該非会員は本ガイドラインの間接的な適用対象となります。
- コンソーシアム会員等は契約等を通じて当該非会員に以下を遵守させることとします。
 - 本ガイドラインの5-1～5-6に定める事項の内、関係すると指定したもの^{*2}
 - 5-7のインシデント対応に関する遵守事項
- 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ事業/サービスのために、コンソーシアム会員等が非会員からデータを取得する場合、当該非会員は本ガイドラインの間接的な適用対象となります。
- コンソーシアム会員等は、本ガイドラインの5-1,5-2,5-5のデータの取得に関する遵守事項に従って本人等から適切に提供用データを取得していることを当該非会員に確認し、必要に応じて契約等で保証させることとします。

^{*1} 高輪ゲートウェイ駅付近の開発地区である品川駅北周辺地区(コエキマチ)だけでなく、駅を中心とした半径約1km圏のエリア(オオエキマチ)を指します。

^{*2} 基本的にはデータの蓄積・管理及び利活用に関する遵守事項となるが、スマートシティ事業/サービスのためにデータ利活用者が独自にパーソナルデータ等を取得する場合、取得方法が適切でないために問題が生じる可能性も考えられるため、提供データを利活用する事業/サービスごとに遵守を求める事項を精査する必要があります。

第2章 ガイドラインの適用対象



【凡例】 : 本ガイドラインの直接的な適用対象

 : 本ガイドラインの間接的な適用対象
(コンソーシアム会員等との契約等によって本ガイドラインの一部遵守事項の適用が求められる対象)

*1 高輪ゲートウェイ駅付近の開発地区である品川駅北周辺地区(コエキマチ)だけでなく、駅を中心とした半径約1km圏のエリア(オオエキマチ)を指します。

*2 基本的にはデータの蓄積・管理及び利活用に関する遵守事項となるが、スマートシティ事業/サービスのためにデータ利活用者が独自にパーソナルデータ等を取得する場合、取得方法が適切でないために問題が生じる可能性も考えられるため、提供データを利活用する事業/サービスごとに遵守を求める事項を精査する必要があります。

3-1. データガバナンスの基本方針

- 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティでは、以下を基本方針としてデータガバナンスに取り組みます。

(1) 生活者・来街者等にとっての価値創出・権利保護を中心に据えること。

- 本実行計画の大目標が「ひとを中心に据えながら、まちと鉄道のWin-Winをつくり、100年先の心豊かなくらしにつながる価値を創出する」となっているように、データガバナンスに取り組む際も、ひと(生活者・来街者等)を中心に据えることが求められます。
- 具体的には、事業/サービスにおけるデータの取扱いを検討する際、生活者・来街者等にとっての価値創出につながるか、データの取得や利活用、提供等によってプライバシーをはじめとする権利が損なわれないかを念頭に置き、それらが確保されるようにします。

(2) 本コンソーシアム及びインキュベーション施設の枠組みを活用してデータガバナンスの実効性を確保すること。

- 本ガイドラインに基づくデータガバナンスは、本コンソーシアム及びインキュベーション施設の枠組みを活用して運用します。
- 具体的には、データガバナンスの実効性を確保するため、説明会を通じて本ガイドラインの対象者に対する周知・普及を行うほか、高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアム会員規約及びインキュベーション施設会員規約に本ガイドラインの遵守に関する誓約規定を盛り込むなどを行います。詳細は「4-1. ガバナンスの仕組みの内容」を参照ください。

(3) アジャイル的にガバナンスを見直すこと。

- スマートシティで取り組まれる事業/サービスは、トライ&エラーを重ね、随時、既存の事業/サービスの内容見直しや新たな事業/サービスの立案・推進が行われることが想定されます。
- 事業/サービスの推進やそれらの内容の見直し等の中で、データガバナンスの見直しの必要性が確認された場合には、本ガイドラインで定めるガバナンスの仕組みを見直します。詳細は「4-2. ガバナンスの仕組みの見直しに向けた考え方」を参照ください。

3-2. データガバナンスに取り組む上での原則

- 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティでは、データガバナンスに取り組む上で大切にすべき原則を以下のとおり定めます。
- 各スマートシティ事業/サービスは、本原則に沿って推進することとします。

① 適正なデータ取扱いの実現

安全で、公序良俗に反しない事業/サービスを実現するとともに、一連のデータの取扱いプロセスの適正性を確保します。

② 個人情報保護を含むプライバシー保護

パーソナルデータ(個人に関する情報であって、個人情報保護法が定める個人情報、個人データ、個人関連情報、仮名加工情報、匿名加工情報を含む。)を取り扱う際、個人情報保護法を遵守するとともに、生活者・来街者等が不安や不快感をいだかないよう、個人情報保護を含むプライバシー保護を行います。

③ 秘匿情報の尊重

組織間で共有される秘匿すべきデータについては、用途・開示範囲等を適切に制限し、データ提供者の権利利益を保護します。

④ セキュリティの確保

各事業/サービスで求められる安全管理措置を行い、機密性・完全性・可用性を確保します。

⑤ データ品質の確保

データのライフサイクルに係る一連のプロセスについてデータの品質の確保に配慮します。

⑥ 関連法令等の遵守

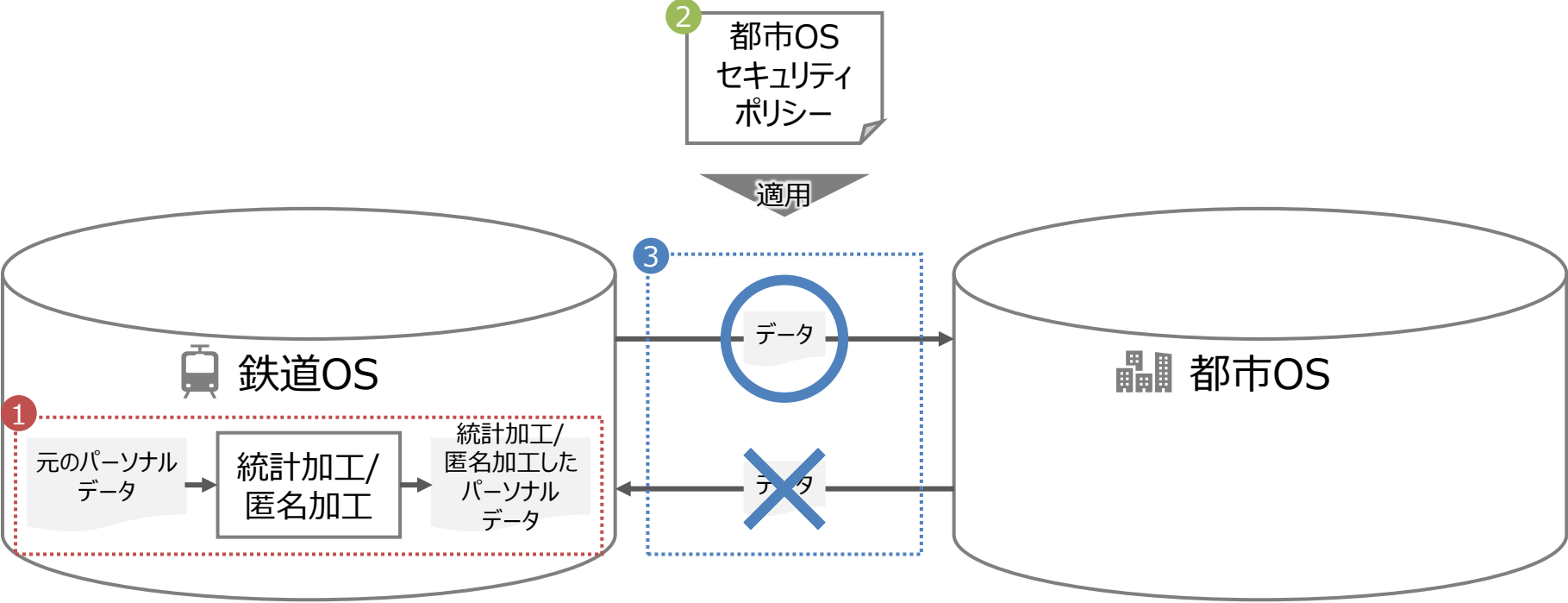
事業/サービスに関連する法令及びソフトロー(ガイドライン等)の内容を把握し、遵守します。

⑦ サプライチェーン全体でのガバナンス確保

各事業/サービスのサプライチェーン全体で①～⑥の原則を実現できるよう、ステークホルダー間で適切に契約の締結等を行います。

3-3. 都市OSと鉄道OSの連携方針

- 1 鉄道OSから都市OSへ連携するデータのうち、パーソナルデータは個人を特定できないよう統計加工/匿名加工した上で連携します。
- 2 都市OSと鉄道OSの連携にあたっては、「都市OSセキュリティポリシー*」を遵守し、セキュアな方法でデータを連携します。
- 3 データ連携は、鉄道OSから都市OSへの一方通行のみとし、都市OSから鉄道OSへのデータ連携は行いません。

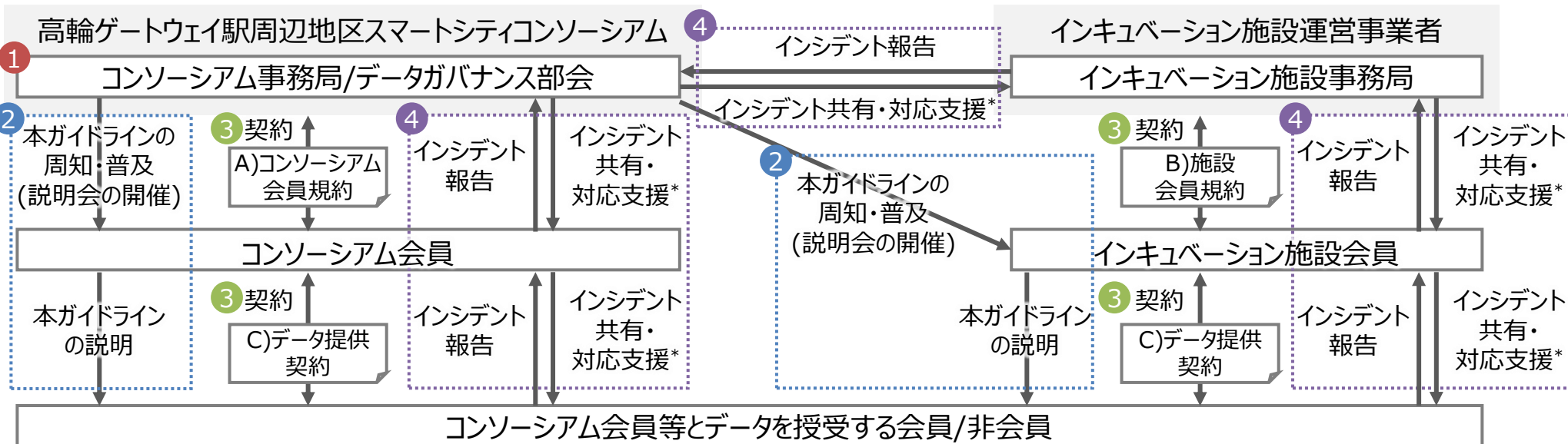


* 都市OSセキュリティポリシーとは、JR東日本が定める「都市OS情報セキュリティルール」を指す。

4-1. ガバナンスの仕組みの内容

- 1 本ガイドラインに基づくガバナンスの運用及び見直しの検討は、コンソーシアム事務局及びデータガバナンス部会が主導します。データガバナンスに関する専門性・客観性確保のため、データガバナンス部会にはコンソーシアム会員だけでなく外部有識者も参画します。
- 2 ステークホルダーが本ガイドラインの内容を理解・実践できるようにするため、本コンソーシアムは本ガイドラインに関する説明会を開催し、周知・普及を行います。コンソーシアム会員等とデータを授受する非会員に対しては、当該非会員にデータを授受するコンソーシアム会員等が本ガイドラインの内容を説明することとします。
- 3 本ガイドラインの実効性確保のため、本ガイドラインの遵守に関する規定を以下の規約・契約に盛り込むこととします。
 - A) 高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアム会員規約
 - B) インキュベーション施設会員規約
 - C) コンソーシアム会員等が、コンソーシアム会員等または非会員とデータを授受する際に締結するデータ提供契約
- 4 スマートシティ事業/サービスにおける炎上やデータ漏えい等のインシデントが発生した場合、各ステークホルダーは下図のルートに沿って本コンソーシアムへインシデントを速やかに報告することとします。本コンソーシアムは注意喚起のため、コンソーシアム会員等にインシデント内容を共有します。また、高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ全体のイメージの毀損につながるなど、本コンソーシアムが重大インシデントと判断した場合、インシデント対応を支援します。

ガバナンスの仕組みのイメージ

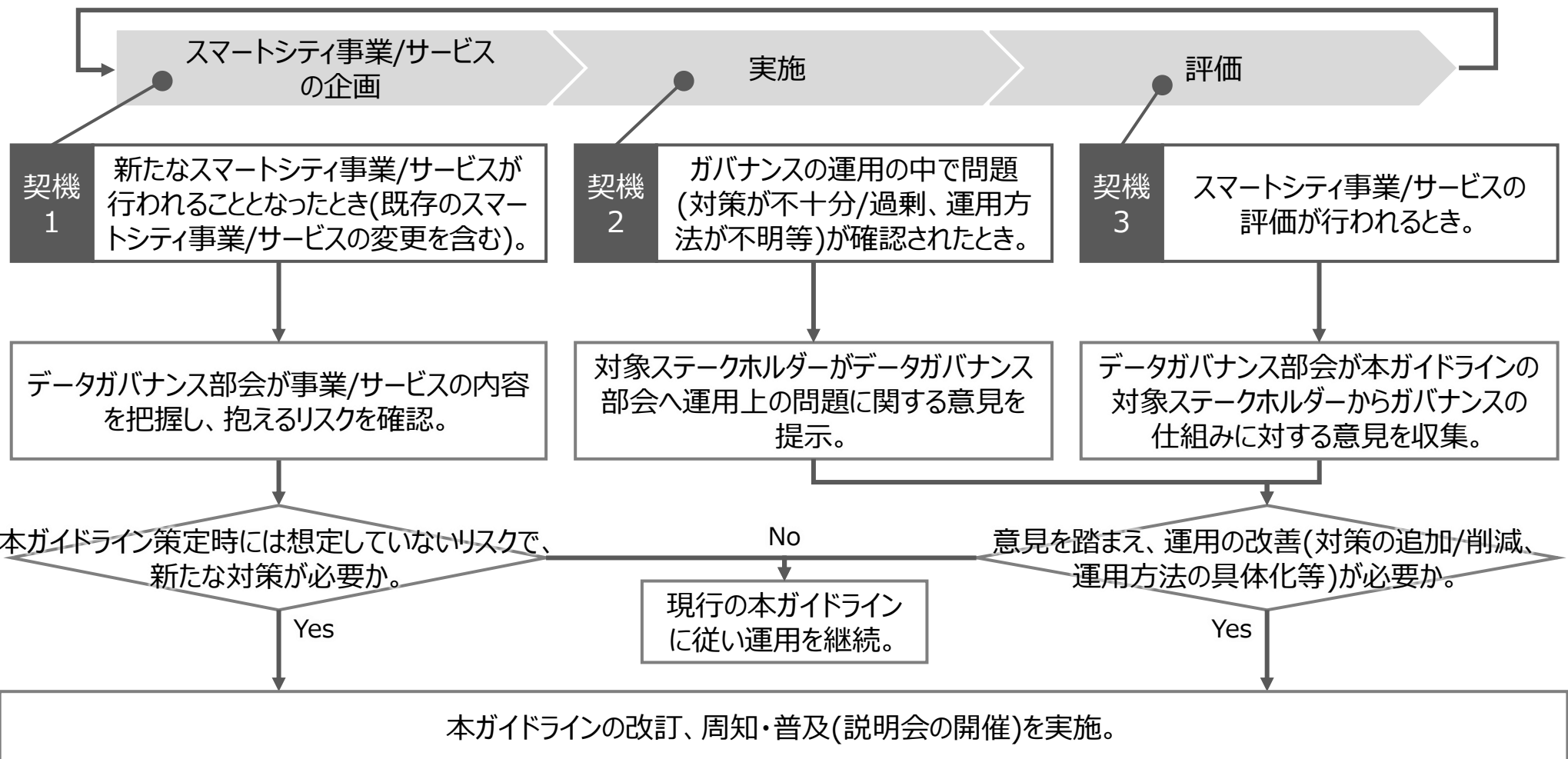


* 本コンソーシアムが重大インシデントと判断した場合に対応を支援します。

4-2. ガバナンスの仕組みの見直しに向けた考え方

- 本ガイドラインの内容やガバナンスの仕組みは、ガバナンスの運用開始後、アジャイル的に見直しを行っていきます。
- 具体的には、以下を契機として、見直しの必要性が確認された場合、本ガイドラインの改訂及びその周知・普及を行います。
- 本ガイドラインの改訂にあたっては、コンソーシアム総会等においてコンソーシアムとしての承認を得ます。

ガバナンス見直しの契機とプロセス



5-1. 適正なデータ取扱いの実現

- 適正なデータ取扱いの実現という観点での遵守事項をデータの取得、蓄積・管理、利活用、第三者提供のフェーズごとに以下のとおり定めます。

データの取得に関する遵守事項

- **パーソナルデータは、取得される本人が認識できる形で適正に取得します。**
 - カメラや赤外線センサ等を用いて遠隔からパーソナルデータを取得する場合、どこで誰によって撮影やセンシングされているのか、その目的は何かなどに関する生活者・来街者等の不安を払拭する必要があるため、データ取得に関する公表を適切に行います。
 - 具体的な遵守事項は「5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護」を参照してください。
- **他者からデータを取得する場合、提供元におけるデータの取得や取扱いに問題がないか確認します。**
 - 他者からパーソナルデータを取得する場合、本人からの同意取得や匿名加工等の処理を適切に行っているかを提供元に確認します。
 - 具体的な遵守事項は「5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護」を参照してください。
 - 他者からパーソナルデータ以外のデータを取得する場合においても、提供元におけるデータの取得や取扱いに問題がないか確認します。例えば、著作権が生じうる写真、映像、文章等のデータを取得する場合、それが保護対象となる著作物に該当するか確認します。
 - 著作権が生じ得るデータの取得に際しての具体的な遵守事項は「5-6. 関連法令等の遵守」を参照してください。

データの蓄積・管理に関する遵守事項

- **漏えい等が生じないようにデータを適切に管理します。**
 - データの漏えい、改ざん、滅失等を防ぐため、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置等を行います。
 - 具体的な遵守事項は「5-4. セキュリティの確保」を参照してください。

5-1. 適正なデータ取扱いの実現

データの利活用に関する遵守事項

■ 生活者・来街者等にとっての価値の創出を目的としてデータの利活用を行います。

- 本実行計画の大目標が「ひとを中心に据えながら、まちと鉄道のWin-Winをつくり、100年先の心豊かな暮らしにつながる価値を創出する」とされていることを踏まえ、データの利活用においても生活者・来街者等にとっての価値の創出を目的に据えます。
- 社会からの反発を招く要因となるため、技術の実証や活用、データの利活用のみを目的とはせず、生活者・来街者等にとっての価値の創出につながるデータの利活用を行います。

■ 公序良俗に反するデータ利活用は行いません。

- データの利活用にあたっては、それが一般的な道徳観念に反しないか確認し、反する場合はデータの利活用方法を見直します。
- 人の権利に影響を及ぼす事業/サービスの場合、利用者間での公平性の欠如は人権侵害につながるおそれがあるため、その可能性を確認し、必要に応じて利用者の評価ロジック等を見直します。

■ 適正なデータの利活用によって、事業/サービスの利用者等の安全を確保します。

- データが適正に取り扱われないために、事業/サービスがその利用者等に危害を加えるリスクを確認し、安全を確保するための仕組みを用意します。
 - 例えば、ロボットや自動運転車等を活用する事業/サービスでは、ロボット/自動運転車等による周囲のセンシングに異常があった場合は、衝突して周辺の通行人等にけがを負わせないため、非常停止することや、異常発生に備え走行速度を予め抑えることが考えられます。

■ 事業/サービスに適用される業法に沿ってデータ利活用等が行われていることを確保します。

- データの利活用にあたっては、それが適用される業法に沿っていることを確保します。
 - 例えば、移動需要データに基づきバス等の運行計画(経路やダイヤ等)の変更を検討する際、道路運送法を遵守するため、収益性だけでなく安全性も考慮し、運転者が適切な休憩時間をとれる運行計画とすることが求められます。
 - 例えば、警備ロボットを用いた警備を行う際、警備業法に従って、必要となる届出、管理者の選任、書類の備え付け、事故発生データを受信した場合の即応体制の整備等を適切に行っているか、警備業務の実施事業者を確認することが考えられます。

5-1. 適正なデータ取扱いの実現

データの利活用に関する遵守事項

- データの加工・分析結果を公開する際は、開示すべきでないデータが公開データに含まれていないことを確認します。
 - デジタルサイネージやWebサイト、アプリ等でデータの加工・分析結果を公開する際は、個人情報や秘匿情報等の開示すべきでないデータが公開データに含まれていないことを確認します。
 - 他者の保護対象となる著作物が公開データに含まれる場合は、公開が著作権者に許諾を得た範囲内であることを確認します。

データの第三者提供に関する遵守事項

- データを第三者提供する場合、その適法性だけでなく、契約等によって提供先の用途や管理等の適切性を確保します。
 - パーソナルデータを第三者提供する場合、個人情報保護法に沿っているか確認するとともに、契約等によって提供先の用途や管理方法等を規定します。
 - 具体的な遵守事項は「5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護」を参照してください。
 - 秘匿情報を第三者提供する場合、契約等によって提供先の用途や管理方法、更なる第三者への提供の制限等を規定します。
 - 具体的な遵守事項は「5-3. 秘匿情報の尊重」を参照してください。
 - 著作物を第三者提供する場合、適切に著作権保護を行います。
 - 具体的な遵守事項は「5-6. 関連法令等の遵守」を参照してください。
 - 非会員へデータを提供する場合、非会員が受領したデータを更なる第三者へ提供することを契約で禁止します。

5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護

- ・ プライバシー保護という観点では、まず第一に個人情報保護法を遵守することとします。
- ・ これに加え、事業/サービスの対象となる生活者・来街者等のプライバシーを保護するため、パーソナルデータ(個人に関する情報であって、個人情報保護法が定める個人情報、個人データ、個人関連情報、仮名加工情報、匿名加工情報を含む。)の取扱いに関する遵守事項を以下のとおり定めます。

データの取得に関する遵守事項

■ 取得するパーソナルデータの利用目的等の必要な情報を適切に通知、公表します。

- ・ 個人情報に限らずパーソナルデータを取得する場合、利用目的を具体的に特定し、それを正確かつ分かりやすい表現で通知または公表を行います。
- ・ その際、透明性向上のため、本人にとっての価値やデータの流れ、利活用の仕組み(例:データの分析内容)等も通知、公表することが望ましいです。

■ アプリ等を用いて本人から直接パーソナルデータを取得する場合、利用目的等を通知し、本人から適切に同意を得ます。

- ・ アプリ等を用いてパーソナルデータを取得する場合、通知、公表を行うだけでなく、本人から明確に同意を得ます。
- ・ その際「[スマートフォン プライバシー イニシアティブ Ⅲ](#)」を参考にプライバシーポリシーを作成して本人が参照しやすい箇所にリンクを張り、重大な変更を行う場合、本人へ通知するなどの適切な運用を行います。
- ・ アプリ等で取得するパーソナルデータが個人情報ではなかったとしても、それを外部に送信(第三者提供)する場合、電気通信事業法の外部送信規律に沿った通知、公表だけでなく明確に本人から同意を取得します。
- ・ 他社のSDK(Software Development Kit)をアプリ等に活用し、SDKが位置情報や端末情報等のパーソナルデータをSDK提供企業等に送信するものである場合、利用者がアプリ等をダウンロードする際に、アプリ等には他社のSDKが組み込まれていること、当該SDKの提供企業名、当該SDKが提供企業に送信するパーソナルデータの種類、SDK提供企業におけるパーソナルデータの利用目的、SDK提供企業への送信を停止する方法等を本人が認識できる形で通知し、明確に本人から同意を取得します。
- ・ Wi-Fi等を通じてスマホ等の位置情報を取得するなど、取得時に同意を得ることが技術的に不可能な場合は、本人がデータ取得の事実を認知できるよう、HPや張り紙等を通じて公表を行います。
- ・ スマートフォンアプリ等で位置情報を取得する場合、「LBMA Japan デバイスロケーションデータ利活用 共通ガイドライン」の「B. 規程」を参考に必要な対応をとります。
(次頁に続く。)

5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護

データの取得に関する遵守事項

- アプリ等を用いて本人から直接パーソナルデータを取得する場合、利用目的等を通知し、本人から適切に同意を得ます。
 - ・ 複数の個人情報を名寄せして利活用する場合、単独での利活用よりもプライバシーリスクが高まるため、名寄せの目的、名寄せするデータ項目、名寄せのステークホルダー(名寄せに用いるデータの提供者、利活用者等)を通知内容に含め、本人から同意を得ます。
 - ・ 委託の場合を含め、個人データを外国にある第三者へ提供する場合、外国の名称、その国の個人情報保護制度の情報、第三者が講ずる個人情報保護措置について本人に情報提供し、適切に同意を取得します。
- カメラや赤外線センサ等、本人が認識しにくい方法でパーソナルデータを取得する場合、データ取得に関する公表を適切に行います。
 - ・ 個人が写りこむカメラ画像を取得する場合、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」を参照し、事業者のHP等を通じて利用目的やカメラの設置位置等を公表するとともに、カメラの設置場所が分かるようカメラ付近にステッカー等を貼付するなどの必要な対応を行います。
 - ・ 使用するカメラが防犯カメラであっても、その画像を人流分析等の防犯以外の目的に利用する場合、利用目的の公表等の対応を行います。
 - ・ 取得に限らずカメラ画像の取扱いにあたっては、「カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0」を参照し、必要な措置を講じます。
 - ・ 赤外線センサ等でパーソナルデータを取得する場合、取得するデータが個人情報に該当せずともプライバシーへの配慮の観点から、事業者のHPやセンサ付近の掲示物等を通じてデータ取得に関する公表を適切に行います。
- 他者からパーソナルデータを取得する場合、本人からの同意取得や匿名加工等の処理の適切性を提供元に確認します。
 - ・ 他者から個人情報を取得する場合、個人情報の第三者提供に関する同意を提供元が本人から適切に取得しているか確認します。
 - ・ 他者から匿名加工情報を取得する場合、提供元が個人情報保護法に定められる適切な加工や公表を行っているか確認します。

5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護

データの取得に関する遵守事項

■ 利用目的の達成に必要な範囲のデータのみを取得します。

- 取得するパーソナルデータは、特定した利用目的の達成に必要な範囲に限定します。
- 利用目的から照らして可能な場合、個人情報等は統計加工、匿名加工等を行い、不要となった元データは速やかに廃棄します。
 - 例えば、カメラ画像から人流データを生成する場合、人流データ生成後、元のカメラ画像は速やかに廃棄します。
 - 例えば、個人が写りこんでいる画像等を基に、VR画像等を生成する場合、特定の個人を識別できないようにぼかしを入れた上で利活用し、元の画像等は速やかに廃棄します。

■ 要配慮個人情報は取得しません。

- 個人情報保護法が定める要配慮個人情報(不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報。例:人種、病歴、犯罪歴)は、高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ事業/サービスにおいては取得しません。
- 事業/サービスの追加や変更に伴い要配慮個人情報を取得する必要性が生じた場合、本ガイドラインを改訂し、要配慮情報を取り扱う場合の遵守事項の追加等を行います。

データの蓄積・管理に関する遵守事項

■ パーソナルデータの漏えい、改ざん、滅失等を防ぐため、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を行います。

- 都市OSでは「都市OSセキュリティポリシー」に従った安全管理措置を行います。
- 都市OS以外からパーソナルデータを取得する者は、データ提供者と契約等で合意した安全管理措置を行います。
 - 具体的な遵守事項は「5-4. セキュリティの確保」を参照してください。

■ 個人情報は都市OSに格納しません。

- 個人情報は都市OSに格納しません。都市OSに格納する場合は、予め統計加工や匿名加工を行います。

■ 取得した個人データに関して、本人から開示、訂正、利用停止、消去等の請求があった場合には、可能な限り対応します。

- 本人による自身の情報のコントロールビリティを高めるため、技術・運用双方の観点で可能な限り、個人情報保護法が定める義務の範囲を超えて個人データの開示、訂正、利用停止、消去等の請求に対応します。

5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護

データの蓄積・管理に関する遵守事項

- 個人情報の取扱いに対する苦情を受けたときは、適切かつ迅速に対処します。
 - ・ 苦情受付窓口の設置や苦情の処理手順を含めた体制を整備し、苦情に適切かつ迅速に対処します。
 - ・ 整備した内容はプライバシーポリシー等に記載し、HP等に掲載します。
- パーソナルデータの保存期間を定め、保存期間満了後は適切に廃棄します。
 - ・ 不必要に長期間パーソナルデータを保存することを防ぐため、保存期間を定め、満了後には復元不可能な形で廃棄します。
 - ・ 事業/サービスの終了等により、パーソナルデータを利活用する必要がなくなったときは、速やかに廃棄します。

データの利活用に関する遵守事項

- 個人情報、取得時に通知、公表または同意を得た利用目的の範囲内でのみ利活用します。
 - ・ 上記に加え、個人情報の利用目的を変更する場合、変更する利用目的を本人に通知または公表し、技術的に可能な場合は同意を得ます。
 - 例えば、個人が既に利用しているアプリ等で取得したデータを新たな目的で利活用や第三者提供を行う場合、利活用や第三者提供を行う前に、新たな利用目的や第三者提供する旨を本人に通知し、同意を得る必要があります。
- 匿名加工情報等の非個人情報としたデータについても、個人の不利益につながる用途には利用しません。
 - ・ 統計データや匿名加工情報は、元の個人情報を取得するときに定めた利用目的の範囲を超えて利用可能ですが、その場合でも個人の不利益につながる用途には利用しません。
- プライバシー侵害のリスクがある、個人のプロファイリング等の分析は、本人からの同意がある場合のみ行います。
 - ・ 個人に関する様々なデータから個人の特徴を推論するプロファイリング等の分析は、正確性に欠けたり、本人が知られたくないことを明らかにしたりするおそれがあり、プライバシー侵害のリスクがあるため、本人から同意を得ていない場合には行いません。
 - ・ 防犯カメラ等で撮影した人の顔や歩容等をもとに個人を識別することは、本人が認知しないところでその人の所在を把握することとなるため禁止します。但し、入退室等に際して顔認証を行うなど、本人が識別を了承していることが明白な場合を除きます。
- 複数の個人情報を名寄せして利活用する場合、名寄せの正確性を確保します。
 - ・ 別人の個人情報を名寄せすることを避けるため、名寄せに用いるデータ項目を精査するとともに、名寄せ先の候補が複数出た場合、突合する項目を追加する他、必要に応じて名寄せ先の適切性に関する本人への確認等を行います。

5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護

データの第三者提供に関する遵守事項

- 個人データについては、本人から同意を得たもの以外は第三者提供しません。
 - ・ 上記に加え、同意を得て個人データを第三者提供する場合、相手の名称や授受したデータの項目等の一定事項を記録します。
- パーソナルデータを第三者提供する場合、提供先における用途や安全管理について契約を締結し、その適切性を確保します。
 - ・ パーソナルデータを第三者提供する場合、提供先における用途や安全管理を契約で規定することで、目的外利用の防止や安全管理措置の履行を確保します。
 - ・ 非会員へパーソナルデータを第三者提供する場合、データの拡散を防ぐため、提供したパーソナルデータを非会員が更なる第三者へ提供することを契約等で禁止します。
- 提供先において特定の個人を識別する必要がない場合は、統計加工や匿名加工を行ったデータを提供します。
 - ・ 匿名加工情報を第三者に提供する場合、含まれる項目や提供方法を予めHP等で公表します。

5-3. 秘匿情報の尊重

- ・ 秘匿情報*の尊重という観点では、データ提供者のデータに関する権利利益を保護することが求められます。
- ・ また、都市OSに提供される秘匿情報は限定提供データに該当するため、不正競争防止法を遵守する必要があります。
- ・ これらを踏まえ、秘匿情報の取扱いに関する遵守事項を以下のとおり定めます。

データの取得に関する遵守事項

- 取得するデータが秘匿情報に該当する場合、データ提供者に対し、その利用目的や開示範囲等を確認します。
 - ・ 都市OSが秘匿情報を取得する場合、データ提供者が定める利用目的や開示範囲等を確認します。
 - ・ 都市OSから秘匿情報を取得する場合、データ利活用者は自身が計画している目的での利用が問題ないことを確認します。
 - ・ 都市OSを介さず秘匿情報を取得する場合、取得者はその利用目的や開示範囲等をデータ提供者と契約等で確認します。

データの蓄積・管理に関する遵守事項

- 秘匿情報を取得する者は、情報漏えい等を防ぐため、適切に組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を行います。
 - ・ 都市OS及び都市OSから秘匿情報を取得する者は、「都市OSセキュリティポリシー」に従った安全管理措置を行います。
 - その他の具体的な遵守事項は「5-4. セキュリティの確保」を参照してください。

データの利活用に関する遵守事項

- データ提供者が設定した利用目的等の範囲内で秘匿情報を利活用します。
 - ・ 都市OSから取得した秘匿情報を利活用する場合、都市OS利用に関する契約や「都市OSセキュリティポリシー」に従い、データ提供者が設定した利用目的等の範囲内でデータを取扱います。
 - ・ データ提供者から直接取得した秘匿情報を利活用する場合、データ提供者と締結した契約に定められた利用目的や開示範囲等に沿ってデータを取り扱います。

* 秘匿情報とは、企業等が事業活動を行う上で有用な営業上・技術上の情報等を指します。

5-3. 秘匿情報の尊重

データの第三者提供に関する遵守事項

- 都市OSから秘匿情報を第三者提供する場合、提供を受ける者は都市OS利用に関する契約や「都市OSセキュリティポリシー」を遵守します。
 - ・ 都市OSから秘匿情報の提供を受ける者は、都市OS利用に関する契約に従い、秘匿情報をコンソーシアム会員等以外の第三者に提供しません。
- 都市OSを介さず秘匿情報を第三者提供する場合、提供を受ける者は秘匿情報を更なる第三者へ提供しません。
 - ・ 秘匿情報の提供者は、提供を受ける者が秘匿情報を更なる第三者へ提供することを契約等で禁止します。

5-4. セキュリティの確保

- ・ セキュリティの確保という観点での遵守事項を以下のとおり定めます。

データの取得に関する遵守事項

- ネットワーク経由でデータを取得する場合、セキュアなネットワークを選択し、通信の安全性を確保します。
 - ・ 適切な手順で識別されたエンティティへの通信相手の限定、通信経路やデータの暗号化をリスクに応じて行います。
 - ・ ネットワークやアクセス状況を監視し、異常を検知した場合には状況確認や通信遮断等の制御を行います。
- クラウドストレージ経由でデータを取得する場合、適切なクラウドストレージを選択します。
 - ・ 取得するデータの機密性等を考慮し、必要に応じて2段階認証を実装したクラウドストレージを選択します。
- データ提供者が都市OSに接続する場合、「都市OSセキュリティポリシー」を遵守します。

データの蓄積・管理に関する遵守事項

- データの漏えい、改ざん、滅失等を防ぐため、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を行います。
 - ・ 都市OSの管理・運用者及び都市OSからデータを取得する者は「都市OSセキュリティポリシー」に従って安全管理措置を行います。
 - ・ 都市OS以外からデータを取得する者は「スマートシティセキュリティガイドライン（第 3.0 版）」を踏まえ、データ提供者と契約等で合意した安全管理措置を行います。
 - ・ なお、安全管理措置の具体例としては、以下のような対策が挙げられます。
 - データを蓄積・管理するシステムへアクセスする者の適切な認証
 - 適切なアクセス権限管理、アクセス制御
 - 証跡確保のためのアクセスログ等の保管
 - 不正侵入検知・防止システム等を用いたセキュリティ監視
 - 保管するデータの暗号化
 - 定期的なバックアップの取得

5-4. セキュリティの確保

データの利活用に関する遵守事項

- サービス提供に関わるシステムにWAF等を実装し、アクセス制御を行います。
 - ・ サービス提供に関わるシステムをインターネットに公開するなど、様々な利用者からのアクセスが生じる場合は、WAF(Web Application Firewall)等を実装し、アクセス制御を適切に行います。
- サービス提供に関わるシステムの脆弱性を適切に管理します。
 - ・ Webサイトを使用するサービスの場合、Webサイトの脆弱性診断等を行い、必要に応じて対策を行います。
 - ・ Webサイトの安全性確保にあたっては、情報処理推進機構(IPA)の「[安全なウェブサイトの作り方](#)」が参考になります。
- APIによりシステム間でのデータ連携を行う際のセキュリティ(機密性・完全性・可用性・真正性)を確保します。
 - ・ 都市OSからサービス提供に関わるシステムへAPIで連携する場合、「都市OSセキュリティポリシー」に従います。
 - ・ MaaS関連サービスを提供する場合、「[MaaS関連データの連携に関するガイドライン Ver.3.0](#)」を参照します。
- 提供するサービスの不正利用をサービス利用規約等で禁止します。
 - ・ アプリ等を通じて提供するサービスの場合、サービスの利用登録時に同意を取得するサービス利用規約等に、虚偽の情報登録や不正アクセス、不正なサービス利用等の禁止事項を明記します。

データの第三者提供に関する遵守事項

- データを第三者提供する場合、定められたセキュリティ基準に従って提供します。
 - ・ 都市OSから第三者提供する場合、提供元となる都市OS及び提供先となるデータ利活用者は「都市OSセキュリティポリシー」に従ってデータの提供や取得を行います。
 - ・ 都市OSを介さず第三者提供する場合、契約等により提供先のセキュリティ基準の適切性を確認した上で、そのセキュリティ基準に従いデータを提供します。

5-5. データ品質の確保

- データ品質の確保という観点での遵守事項を以下のとおり定めます。

データの取得に関する遵守事項

- 他者からデータを取得する場合、正確性、完全性、一貫性等のデータ品質をデータ提供者に確認します。
 - 正確性(データに誤りがなく信頼性がある状態か)、完全性(必要な項目が網羅されているか、データに欠落がなく完全な状態であるか)、一貫性(データに矛盾はないか、データ間で整合性が取れている状態か)等、データの利活用目的に応じて求められるデータ品質を整理し、データ提供者に確認した上で取得します。
- 直接データを取得する場合、正確性、完全性、一貫性等のデータ品質が確保されるように配慮します。
 - 個人から直接データを取得する場合や、センサ等を用いてデータを取得する場合、そのデータの利活用目的を基に必要なデータ品質を整理し、それが確保されるような対策を取ります。

データの蓄積・管理に関する遵守事項

- 蓄積・管理しているデータについて、データの改ざんや劣化等が生じないようにバージョン等も含め適切に管理します。
 - 蓄積・管理しているデータの変更履歴をバージョン等の形で管理します。
 - その際、誰がデータに変更を加えたのかも併せて管理できるようアクセスログを取得、保管します。
- バックアップ等により必要なバージョンに復元できるような管理ができるよう配慮します。
 - データの改ざんや劣化等が生じたときに、必要な元のバージョンに復元できるよう定期的にバックアップを取得、保管します。

5-5. データ品質の確保

データの利活用に関する遵守事項

■ 分析等を行う場合、分析結果の精度を評価した上で利活用します。

- データを分析し、その結果を利活用する場合、分析結果の精度が低いと期待する水準の事業/サービスを提供することが困難になることが想定されます。また、個人に対する分析を行い、その結果を基に個人に対してサービスを提供する場合、その精度が低いとその個人に適さないサービスが提供され、サービスからの離反を招くおそれもあります。
- そのため、データの分析等を行う場合は、分析結果の精度を評価し、意図した水準に達していることを確認した上で利活用することが求められます。
- AIを活用する場合は、その出力の精度を定期的に評価し、アルゴリズムの劣化が生じていないか確認します。その上で、必要に応じて再学習を行います。

データの第三者提供に関する遵守事項

■ データを第三者提供する場合、必要に応じてデータの品質情報を提供します。

- データを第三者提供する場合、提供先の意向に応じて正確性、完全性、一貫性等のデータの品質情報を提供します。

5-6. 関連法令等の遵守

- 関係法令等の遵守では、実施する事業/サービスが以下の法令等に抵触しないようにする必要があります。
- 各法令等と本ガイドラインで定められている遵守事項との対応関係については、以下の「対応する本ガイドラインの節」を参照ください。
- なお、以下に示す法令等の内、著作権法の観点での遵守事項は次頁にて示します。

高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティ事業/サービスにおいてデータガバナンスの観点から考慮すべき主な法令・ソフトロー

#	分類	法令/ソフトロー名	対応する本ガイドラインの節
1	法令	個人情報保護法	5-1. 適正なデータ取扱いの実現 5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護
2		電気通信事業法	5-1. 適正なデータ取扱いの実現 5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護
3		道路運送法	5-1. 適正なデータ取扱いの実現
4		警備業法	5-1. 適正なデータ取扱いの実現
5		不正競争防止法	5-3. 秘匿情報の尊重
6		著作権法	(※次頁を参照。)
7	ソフトロー	総務省 スマートフォンアプリケーションプライバシーポリシー普及・検証推進タスクフォース「 スマートフォン プライバシー イニシアティブ Ⅲ 」(平成29年7月10日)	5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護
8		総務省 経産省 IoT推進コンソーシアム「 カメラ画像利活用ガイドブック ver3.0 」(令和4年3月)	5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護
9		一般社団法人LBMA Japan「位置情報等の「デバイスロケーションデータ」利活用に関するガイドライン 2023年8月版」(2023年8月31日)*1	5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護
10		地理空間情報活用推進会議「 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン 」(令和5年6月一部改訂)	5-2. 個人情報保護を含むプライバシー保護
11		総務省「 スマートシティセキュリティガイドライン (第 3.0 版) 」(2024年6月)	5-4. セキュリティの確保
12		国土交通省総合政策局公共交通・物流政策審議官部門「 MaaS関連データの連携に関するガイドライン Ver.3.0 」(令和5年3月31日改訂)	5-4. セキュリティの確保

*1 一般社団法人LBMA Japan「位置情報等の「デバイスロケーションデータ」利活用に関するガイドライン 2023年8月版」(2023年8月31日)を入手するには、[こちらのWebサイト](#)からLBMA Japanのサイト会員登録をする必要があります。

5-6. 関連法令等の遵守

- 著作権法の観点での遵守事項を以下のとおり定めます。

データの取得に関する遵守事項

■ 取得するデータが、保護対象となる他者の著作物に該当するか確認します。

- 取得するデータが、画像、映像、文章等のように思想又は感情を創作的に表現したものは著作物に該当し、保護期間(著作物を創作したときから始まり著作者の死から70年経過したときまで)の間は著作者の権利(著作権)が認められるため、取得するデータが他者の著作物に該当するか、保護期間を満了しているかデータ提供者に確認します。
- 例えば、高輪地区周辺文化財等を撮影した画像・映像やこれら文化財等に関する論文等は保護対象となる著作物に該当する可能性があり、取得にあたっては確認が求められます。
- 著作物の該当性の確認等、その取扱いを整理する上では文化庁のWebサイトにある「著作権テキスト」等が参考となります。

■ 取得するデータが保護対象となる他者の著作物に該当する場合、適切に権利処理を行います。

- 取得するデータが保護対象となる他者の著作物に該当する場合、複製や二次的著作物の創作等にあたっては、基本的に著作権者から利活用の許諾を得ます。
- なお、学校等の教育機関において授業で使用するために複製等を行う場合は著作権者からの許諾を必要としないなどの例外もあるため、利活用のあり方に応じて適切に権利処理を行うことが求められます。

データの蓄積・管理に関する遵守事項

■ 著作物の提供を受けた者は、情報漏えい等を防ぐため、適切に組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を行います。

- 具体的な遵守事項は「5-4. セキュリティ」を参照してください。

データの利活用に関する遵守事項

■ 著作権者に許諾を得た範囲内で著作物を利活用します。

- 著作物は、基本的に著作権者に許諾を得た範囲内で利活用します。
- 著作権者からの許諾が不要な例外として利活用する場合は、例外を認める著作権法の権利制限規定に沿って利活用します。
- 例えば、学校等の教育機関において授業で使用するために複製等を行う場合は、複製物は授業という目的のためだけに利活用することが求められます。

5-6. 関連法令等の遵守

データの第三者提供に関する遵守事項

- 作成したコンテンツ等の著作物を第三者に提供する場合、適切に著作権保護を行います。
 - ・ 作成したコンテンツ等の著作物を第三者に提供する場合、著作物の利用条件を明示するとともに、著作物の使用料を得るなどの場合には提供先と契約を締結し、適切に著作権保護を行います。
 - ・ 提供先が提供データを著作物と認識しやすくするため、コピーライトを記載するなどの対応を取ることも考えられます。
- 取得した著作物やその著作物を基に創作したコンテンツ等(二次的著作物)を第三者に提供する場合、原作の著作者との間で権利関係を取り決めます。
 - ・ 取得した著作物やその著作物を基に創作したコンテンツ等(二次的著作物)を第三者に提供する場合、原作の著作者から第三者提供や提供先における利活用方法に関する取り決めを行います。
 - ・ また、提供先が取り決めた範囲内で利活用することを契約等で提供先に求めます。
 - ・ なお、二次的著作物を創作する場合も原作の著作者からの許諾を得る必要があります。

5-7. サプライチェーン全体でのガバナンス確保

- ・ サプライチェーン全体でのガバナンスを確保するための遵守事項を以下のとおり定めます。

都市OSを介してデータの提供・取得を行う場合における遵守事項

- 都市OSの管理・運用者は、データ提供者及びデータ利活用者が都市OSの利用にあたり本ガイドラインの5-1～5-6に定める各事項を遵守することを都市OS利用に関する契約で保証させます。

提供者から利活用者へ直接データを提供する場合における遵守事項

- データ提供者及びデータ利活用者は、相手方が本ガイドラインの5-1～5-6に定める事項を遵守することを契約で保証させます。
 - ・ 特に、非会員からデータを取得する場合や、非会員にデータを提供する場合、非会員は高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアム会員規約やインキュベーション施設会員規約によって5-1～5-6に定める各事項の遵守が求められてはいないため、相対するコンソーシアム会員等がデータ提供契約で非会員に遵守を求めます。

事業/サービスに関して委託*を行う場合における遵守事項

- 委託先が本ガイドラインの5-1～5-6に定める各事項を遵守することを契約に定めます。
 - ・ 委託される事業/サービスに関する業務の範囲において、委託先は委託元であるコンソーシアム会員等と同じように都市OSへのデータ提供や都市OSからのデータ取得・利活用等が可能ですが、その際、委託元は5-1～5-6に定める各事項を遵守することを委託契約の中で委託先に求めます。

インシデント対応に関する遵守事項

- 事業/サービスにおける炎上やデータ漏えい等のインシデントが発生した場合、本コンソーシアムへインシデントを速やかに報告するとともに、関係するステークホルダーと協力して対応します。
 - ・ コンソーシアム会員等が関与する事業/サービスでインシデントが発生した場合、「4-1. ガバナンスの仕組みの内容」の③に定めるルートに沿って、コンソーシアム事務局/データガバナンス部会へ速やかに報告します。
 - ・ コンソーシアム会員等は、自らインシデント対応体制・連絡窓口の整備等を行うとともに、データの取得元、提供先、委託先等の事業/サービスの関係者に対して同様の整備等を行うことを契約等で求め、関係者と協力して速やかにインシデントに対応します。

* 準委任契約または請負契約に基づき、外部者に業務を任せることを指します。

**本ガイドラインの内容についてご不明点等ございましたら、
下記、事務局までお問合せ下さい。**

<お問合せ先>

**高輪ゲートウェイ駅周辺地区スマートシティコンソーシアム 事務局
一般社団法人 高輪ゲートウェイエリアマネジメント**

住 所 東京都港区高輪二丁目21番42号

電 話 03-5424-1210

E-mail takanawa-am@jreast.co.jp